

特定非営利活動法人 品川ケア協議会 定款

新旧対照表

変更後	変更前
<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 福祉に関する各種講習会、研修会、セミナー研究会等開催企画事業</p> <p>(2) 福祉に関する人材養成事業</p> <p>(3) 高齢者・障害者を対象とした飲食、入浴施設サービス事業</p> <p>(4) 高齢者・障害者に対する福祉情報の提供、相談カウンセリング事業</p> <p>(5) 福祉に関する人材紹介事業及び人材ネットワーク構築事業</p> <p>(6) 高齢者・障害者福祉を目的とする法人、団体への運営支援事業</p> <p>(7) 福祉に関する買物等支援事業</p> <p>(8) 福祉有償運送事業</p> <p>(9) その他目的を達成する為に必要な事業</p> <p>2 この法人は、次のその他の事業を行う。</p> <p>(1) 飲食店の経営</p> <p>3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うことができるものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 福祉に関する各種講習会、研修会、セミナー研究会等開催企画事業</p> <p>(2) 福祉に関する人材養成事業</p> <p>(3) 高齢者・障害者を対象とした飲食、入浴施設サービス事業</p> <p>(4) 高齢者・障害者に対する福祉情報の提供、相談カウンセリング事業</p> <p>(5) 福祉に関する人材紹介事業及び人材ネットワーク構築事業</p> <p>(6) 高齢者・障害者福祉を目的とする法人、団体への運営支援事業</p> <p>(7) その他目的を達成する為に必要な事業</p> <p>2 この法人は、次のその他の事業を行う。</p> <p>(1) 飲食店の経営</p> <p>3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うことができるものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。</p>